

### 1. 区域設定の考え方

壱岐市においては、市全域にわたって数多くの景観資源が分布し、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる重要な要素となっています。

これまでも、自然公園法による自然景観の保全や長崎県美しい景観形成推進条例や壱岐市文化財保護条例等をはじめとする施策により、特定の範囲での良好な景観の形成が行われてきました。しかし、壱岐市における良好な景観形成を進めていくためには、限定された範囲での景観施策だけではなく、また、壱岐市の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望を保全していくためにも、壱岐市全域にわたる景観施策が必要となります。

そこで、本計画では市全域（総面積 139.42km<sup>2</sup>）を景観計画区域として設定し、さらに、海の景観を守るという観点から、地先公有水面\*を含めるものとします。

### 2. 一般景観計画区域の設定

重点景観計画区域（後述）を除いたその他の市域全体（汀線\*から1kmの範囲内の公有水面を含む）を「一般景観計画区域」として定めます。

### 3. 重点景観計画区域の設定

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「重点景観計画区域」として定め、よりきめの細かいルール設定により地区特性に応じた景観誘導を図ります。また、その他の市域全体を「一般景観計画区域」と定め、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図ります。

#### （1）原の辻遺跡重点景観計画区域

原の辻遺跡は弥生時代の環濠集落で、『魏志倭人伝』に記された「一大國（一支國）」の王都に特定された遺跡です。国の特別史跡に指定されており、これまでの発掘調査で、多重の環濠や日本最古の船着き場の跡、当時の「一大國（一支國）」が交易と交流によって栄えていたことを示す様々な遺物などが確認されています。

このように、壱岐市民だけではなく、国民共有の財産である原の辻遺跡の価値を確実に保全していくためには、史跡指定範囲のみならず、周辺に広がる豊かな農地をバッファゾーン（緩衝帯）として位置づけ、良好な歴史的風致を守っていくための景観保全を図っていく必要があります。

区域設定の考え方としては、原の辻遺跡からの眺望範囲を含むものとし、周囲を取り囲む丘陵の稜線や、道路境界等にて設定します。

一方で、本区域は壱岐市における農業生産の拠点でもあることから、市の農業施策との調整を図りながら、経済活動に支障をきたさない適切な景観誘導を図っていくものとします。

#### 4. 重点景観計画区域候補地の設定

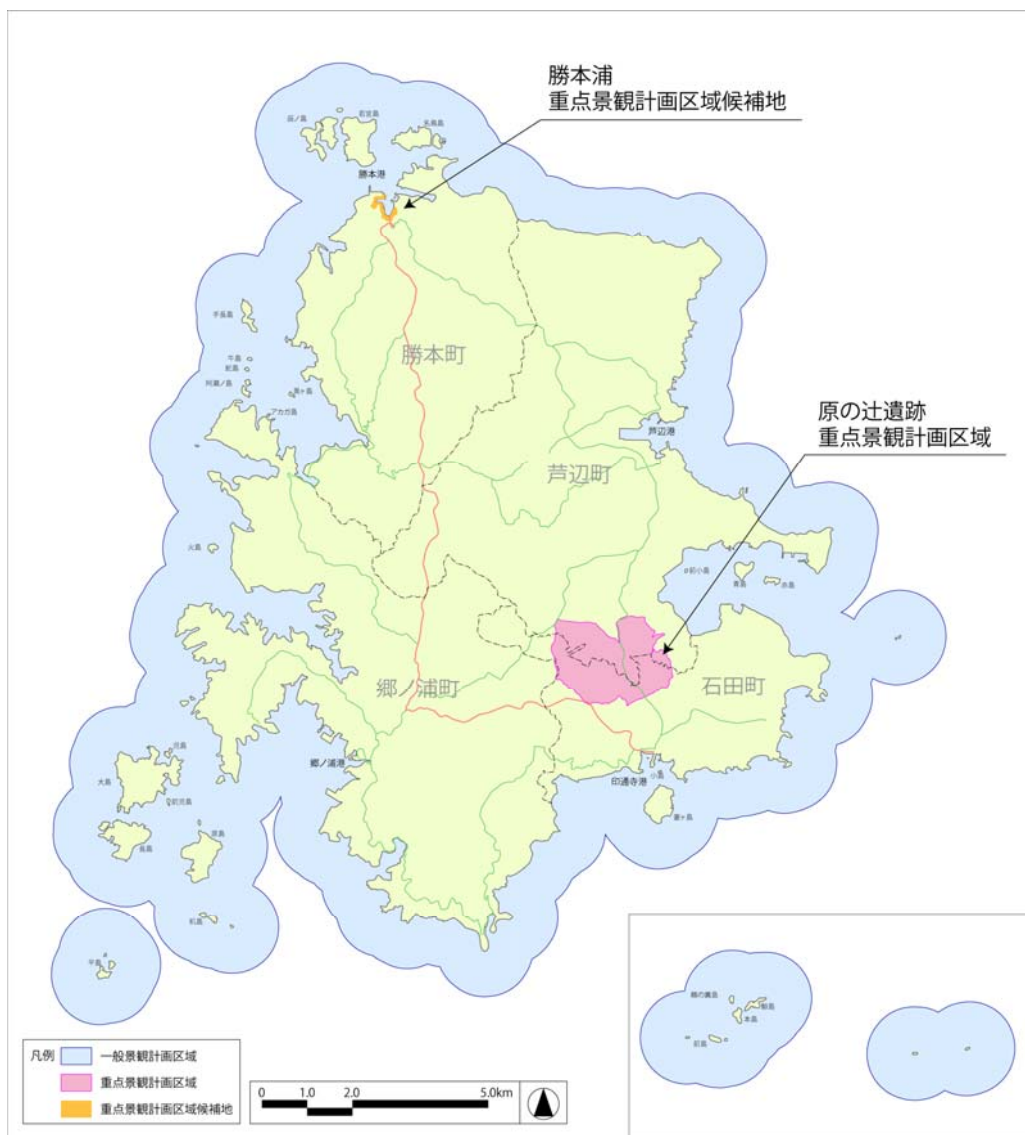
重点景観計画区域に準じて、今後地域の景観形成に対する熟度の向上を図りながら、将来的に重点景観計画区域への指定を目指して行く候補地として、勝本浦地区を位置づけます。

##### ■勝本浦地区

勝本浦は、壱岐市の北端に位置する港町で、古くから大陸への玄関口として栄えた場所でもあり、現在はイカ釣り漁業で日本有数の水揚げを誇る漁港の町として知られています。また、江戸時代から続いている朝市を目当てに、観光客が訪れています。

この勝本浦の大きな特徴として、漁港を取り囲むように形成されたまち並みがあります。かつて捕鯨基地として栄えた頃、当時の豊かな経済力を背景に建てられた建物群は、古くは江戸期から、明治・大正まで数多く残されており、勝本の特徴的な景観を形成する重要な要素となっています。

こうした歴史あるまち並みと壱岐市の産業を支える勝本漁港、そして沖合に浮かぶ辰ノ島に代表される豊かな自然環境を背景とした景観を保全していくため、一定の基準に基づく景観形成の必要性が認められることから、当該区域を重点景観計画区域候補地とします。



図：景観計画区域図